

No. 4

制 度 名	小美玉市まちづくり組織支援事業	主管課名	市民協働課
趣旨・目的	まちづくり審査会が認定した「まちづくり組織」（市民活動団体）の活動に財政的支援を行うことにより、住民の自治力を育てていきます。		
<p>【対象団体等】</p> <p>①行政区を活動エリアとする組織（まちづくり委員会） → 行政区（自治会、町内会）</p> <p>②小学校区を活動エリアとする組織（小学校区まちづくり組織） → 地区コミュニティ</p> <p>③公共的サービスを担う特定目的組織（テーマ型まちづくり組織） → NPO、ボランティア団体</p> <p>【対象事業】</p> <p>・まちづくり組織が自主的に取り組む事業</p> <p>【補助要件等】</p> <p>・補助対象事業が次の要件のすべてを満たすことが必要です。 （ただし、要件②についてはどちらか一方でも足りることとします。）</p> <p>①まちづくり計画（主要行政計画）に整合していること</p> <p>②新たな取組みであること、又は従来の取組みを拡充強化していること</p> <p>③市の補助金交付を重ねて受けないこと</p> <p>④年度内に完全実施できること</p> <p>【関係条例等】</p> <p>①小美玉市まちづくり組織条例</p> <p>②小美玉市まちづくり審査会設置規則</p> <p>③小美玉市まちづくり組織の認定に関する規則</p> <p>④小美玉市まちづくり組織活動補助金交付規則</p> <p>⑤小美玉市まちづくり組織支援事業実施要項</p> <p>（次項へ続く）</p>			

【対象経費】

①補助金交付の対象経費は、申請事業に直接関係のある以下の経費です。

報 償 費	謝礼（講師・アトラクション出演者お礼等）・参加賞等
旅 費	講師等招へい旅費
需 用 費	消耗品費（事務用品・印刷物類・工事雑貨等）・燃料費（混合油等）・印刷製本費（ポスター・写真プリント・看板作成費等）・光熱水費（電気・ガス・水道代）・賄材料費（イベント食材）等
役 務 費	郵送料・通信料・筆耕料・通訳料・保険料等
使 用 料 賃 借 料	会場使用料・機材借上げ料・コピー使用料等
備品購入費	事業推進上、必要不可欠であり、リース対応が不可能且つ、団体管理が確実にできる機械器具購入費等
そ の 他	審査会が特に認める経費

②まちづくり組織の団体運営に係る経費は、原則として補助金交付の対象外です。

【補助限度額等】

- ①まちづくり委員会・テーマ型まちづくり組織 → 一団体年間補助金限度額 10 万円  
 ②小学校区まちづくり組織 → " 50 万円

【経費負担割合】

区 分	市	受益者負担	その他
①まちづくり委員会・テーマ型まちづくり組織	50%	50%	—
②小学校区まちづくり組織	70%	30%	—
【令和7年度当初予算額】 8,930 千円	【補助対象想定数】 45 団体		

【備考】

市民協働係

No. 5

制 度 名	小美玉市高齢者等ごみ出し支援事業	主管課名	市民協働課														
趣旨・目的	地域のごみ出し支援活動及び見守り活動を推進し、高齢者や障がい者等のごみ出しが困難な世帯のごみ出しの負担軽減を図るために、行政区からの協力員によるごみ出し支援を行います。																
<p>【交付対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区</li> </ul> <p>【被支援対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の高齢者世帯      ・各種障がい者手帳を所持する単身世帯</li> <li>・その他、ごみ出し支援団体が支援を必要と認める世帯</li> </ul> <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系廃棄物の搬出</li> <li>・粗大ごみの搬出</li> </ul> <p>ただし、廃家電4品目、産業廃棄物、処理困難物は除く</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に関わる人は団体の申請時に名簿を提出していただき、市がボランティア保険に加入する。</li> </ul> <p>【補助要件等】</p> <p>■ 要綱名：小美玉市高齢者等ごみ出し支援事業交付金交付要綱</p> <p>【補助内容詳細】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系廃棄物</td> <td>対象世帯1世帯につき200円/回※1世帯につき上限1,800円/月</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>対象世帯1世帯につき600円/回 (1), (2)とも同額 ※1世帯につき月1回限り使用可</td> </tr> </tbody> </table> <p>【経費負担割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市</th> <th>受益者負担</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和7年度当初予算額】 670千円</p> <p>【補助対象想定数】</p> <p>家庭系廃棄物 1,800×30世帯×12か月=648,000</p> <p>粗大ごみ 600×3世帯×12か月=21,600</p> <p>【備考】</p> <p>市民協働係</p>				種 類	補 助 額	家庭系廃棄物	対象世帯1世帯につき200円/回※1世帯につき上限1,800円/月	粗大ごみ	対象世帯1世帯につき600円/回 (1), (2)とも同額 ※1世帯につき月1回限り使用可	区 分	市	受益者負担	その他				
種 類	補 助 額																
家庭系廃棄物	対象世帯1世帯につき200円/回※1世帯につき上限1,800円/月																
粗大ごみ	対象世帯1世帯につき600円/回 (1), (2)とも同額 ※1世帯につき月1回限り使用可																
区 分	市	受益者負担	その他														

No. 6

制 度 名	小美玉市行政区集会施設整備費補助金	主管課名	市民協働課
趣旨・目的	各行政区内の集会施設の整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。		
【対象団体等】	・市内全域 行政区		
【対象事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会施設の建設及び改修</li> <li>・集会施設の改修、集会施設内の付帯施設等の改修及び備品購入</li> <li>・集会施設敷地取得及び賃借料</li> </ul>		
【補助要件等】	・1行政区1施設を原則としています。		
【対象経費、補助限度額等】	<p>＜集会施設の建設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費（備品費）に要する経費の3分の2以内。（補助上限1,600万円）</li> </ul> <p>＜集会施設の大規模改修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の建物を大規模に改修（バリアフリー化も含む）する経費(200万円以上)の3分の2以内。（補助上限500万円）</li> </ul> <p>＜集会施設の改修及び集会施設内の付帯施設等の改修及び備品の購入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20万円以上を要した改修費及び備品購入費に対して、2分の1以内。（当該年度の補助上限100万円）</li> </ul> <p>＜集会施設敷地取得＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価額を基礎として算出した実売価格相当額の2分の1以内。（補助上限500万円）</li> </ul> <p>＜集会施設敷地賃借料＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地賃借料の3分の2以内。（補助上限2万円）</li> </ul>		
【経費負担割合】			
区 分	市補助金	行政区負担	その他
集会施設建設	2/3 以内	1/3 以上	上限1,600万円
集会施設大規模改修等	2/3 以内	1/3 以上	上限500万円
集会施設改修及び集会施設内の付帯施設等の改修及び備品の購入	1/2 以内	1/2 以上	上限100万円（当該年度）
集会施設敷地取得	1/2 以内	1/2 以上	上限500万円
集会施設敷地賃借料	2/3 以内	1/3 以上	限度2万円
【令和7年度当初予算額】 229千円	【補助対象想定数】 13（地区）		
【備考】	市民協働係 ※集会施設改修経費等については補正予算対応となります。 補助金については、千円未満切捨てとなります。		

No. 7

制 度 名	小美玉市生ごみ処理機等設置費補助金	主管課名	環境課
趣旨・目的	ごみの減量化対策の一環として生ごみ処理機等を設置した方に対し、その費用の一部を補助することにより、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とします。		
【対象団体等】			
・市内に住所を有する方（ただし、法人は除く。）			
【対象事業】			
・生ごみ処理容器（コンポスト）、生ごみ処理機の購入費の助成			
【補助要件等】			
■要綱名：小美玉市生ごみ処理機等設置費補助金交付要綱			
・生ごみ処理容器は有効容量が10リットル以上のもの			
・生ごみ処理機は屋内設置が可能なもの			
・材質が耐水性及び耐久性を備えたもの			
・臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するためのふたを備えたもの			
【対象経費】			
・生ごみ処理容器（コンポスト）及び生ごみ処理機の購入に係る経費			
【補助限度額等】			
種 類	補 助 額		
生ごみ処理容器 （コンポスト）	1容器につき購入価格の2分の1とし（100円未満切捨て）その額が2,000円を超える場合は、2,000円を限度とする。		
生ごみ処理機 （電動式）	1基につき購入価格の2分の1とし（100円未満切捨て）その額が20,000円を超える場合は、20,000円を限度とする。		
※ただし、補助の範囲は、1世帯当たり1基を限度とする。			
【経費負担割合】			
区 分	市	受益者負担	その他
生ごみ処理容器（コンポスト）	1/2	1/2	ただし2千円を上限
生ごみ処理機	1/2	1/2	ただし2万円を上限
【令和7年度当初予算額】 270千円	【補助対象想定数】 生ごみ処理容器（コンポスト）15基 生ごみ処理機 12基 計27基		
【備考】 廃棄物対策係			

No. 8

制 度 名	小美玉市動物愛護活動支援補助金	主管課名	環境課								
趣旨・目的	犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、並びに動物の愛護及び管理に関する意識の高揚を図る。										
<p>【対象団体等】</p> <p>市内に住所を有し、狂犬病予防法による登録と狂犬病予防注射を受け、獣医師により手術を行うことが適当であると認められた犬及び獣医師により手術を行うことが適当であると認められた猫を飼育する世帯の世帯主</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避妊手術：生殖能力を永久に喪失させるための卵巣摘出手術又は卵巣子宮摘出手術</li> <li>・ 去勢手術：生殖能力を永久に喪失させるための睾丸摘出手術</li> </ul> <p>【補助要件等】</p> <p>市内に住所を有する上記の犬又は猫を飼育する者またはその者が属する世帯の世帯主</p> <p>■小美玉市動物愛護支援活動補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 4 日 告示第 25 号）</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の避妊手術又は去勢手術に関する経費</li> </ul> <p>【補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避妊手術：1 頭（匹）当たり 4,000 円</li> <li>・ 去勢手術：1 頭（匹）当たり 3,000 円</li> <li>※犬，猫同額</li> <li>・ 予算の範囲内（令和 6 年度 1,000 千円）で助成、補助対象期間は単年度</li> </ul> <p>【経費負担割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市</th> <th>受益者負担</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	市	受益者負担	その他				
区 分	市	受益者負担	その他								
【令和 7 年度当初予算額】		【補助対象想定数】									
1,000 千円		250 から 300（人）									
<p>【備考】</p> <p>環境衛生係</p>											